

自衛隊員の若き友への手紙

——「憲法九条と自衛隊」問題によせて

望田幸男（同志社大学名誉教授）

今日の争点はなにか

過日の参議院選挙において「憲法九条と自衛隊」問題が波紋を投げかけました。そこには、あなたたち自衛隊員にとっても、私たちにとっても、しっかり考えておかねばならない論点があると思います。それというのも戦後長きにわたって「自衛隊は憲法九条に違反する存在である」と断じること、万事すまされてきたきらいがあるからです。たしかに九条を素直に読めば、憲法学者でなくても、自衛隊が九条違反であることは明白です。だが他方で現実にはすでに半世紀以上にわたって現代的装備をそなえた 30 万におよぶ自衛隊が存続しています。これは、憲法九条と自衛隊の存在とが、つまり憲法条文と政治の現実とが矛盾していることを示しています。この矛盾関係を避けるために、歴代の政権がとってきた立場が、「専守防衛」論です。これは、「防衛上の必要があっても、相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及びその周辺において防衛をおこなう」という見地です。

ところが安倍政権は、この専守防衛論もかなぐり捨てて、自衛隊を海外の戦争に派兵する体制を作ろうとしています。いまの中心的争点は、まさにこの点にあるのであって、自衛隊が憲法九条に違反するかどうかという点ではないのです。

自衛隊員の命と権利を守れ

ところで私が自衛隊員の皆さんに訴えたいことは、こうした理屈めいたことよりも、実際の運動面でおこなわれていることです。ひとつの事例を挙げます。2014 年の京都府舞鶴市議会選挙の時のことです。同地の共産党は畳一畳分の大看板をいくつも掲げ、そこには「集団的自衛権の行使容認の閣議決定を撤回せよ」というサブスローガンとともに、『自衛隊員の生命を全力で守ります』と大書してありました。舞鶴市が海上自衛隊の常駐地であるのはご存知でしょう。この地の共産党が、このような大看板を掲げたのは、安倍政権の暴走によって自衛隊員と家族に広がる不安の気持ちに応えようとしたからでした。

それから同年 12 月 6 日付け「しんぶん赤旗」が報じたことですが、自衛隊内において隊員の身辺調査が行われ、携帯電話など個人情報を出し渡す誓約書を求められたことに対して、人権侵害の疑いもたれ、内部告発されました。こうした事例は挙げるに事欠きませんが、そこには、国民の命と人権を守る運動は、自衛隊員の命と人権を守ることと一体になっているという今日の情勢が浮き彫りされています。

「軍服を着た市民」も「市民」である

だが私はこの点で、ヨーロッパ諸国と比べた場合、日本ではもっと踏み込んで考える必要があると思っています。たとえば、こんな事実です。フランスやドイツでは軍人や警察官にも一定の制約はありつつも「労働組合」を結成する権利を認めていることです。ここには、軍人は「軍服」を、警官は「制服」を着ていても、「市民」としての権利は保障すべきだ、というとらえ方があります。逆にこんな事例もあります。ドイツにおいて 2010 年 9 月、反原発運動の盛り上がり時の話です。このとき原発の使用済み核燃料の搬入に反対する住民運動に対して、警察機動隊による弾圧が行われましたが、この弾圧に対してドイツ全国警察官組合の委員長が抗議の声を挙げたのです。ここには国民の命と権利を守ろうとする警察官の姿が浮き彫りされています。こうしたヨーロッパの事例に接しますと、「憲法九条と自衛隊」問題に関しても、「私たちは自衛隊員の命と権利を守ります。あなたたち自衛隊員も国民の命を守るために奮闘して下さい」という連帯の道が照らし出されていると思います。